

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（484）」

2. 日時：平成28年12月2日 13時30分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁 7階 共用会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

忠内管理官補佐、岡本安全審査官、照井安全審査官、中原安全審査官、村上安全審査官、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 原子炉安全技術グループマネージャー 他7名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」における区分分離の考え方について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 間接関連系として記載している6項目についてどのような設備が該当するのかそれぞれ具体例を示して説明すること。
- 重要度の特に高い安全機能を有する系統の間接関連系として整理した具体的な機器等について、それぞれどの項目に該当するのか説明すること。
- 間接関連系について東京電力としてどのように考えているのか整理して説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について